

第3編 雪害編

第3編 雪害編 目次

第1章 計画の方針	1
第1節 計画の目的	2
第2節 想定される被害	2
第3節 計画の性格	2
第4節 計画の構成	3
第5節 計画の習熟及び周知	3
第6節 あきる野市の雪害履歴	3
第2章 雪害予防計画	4
第1節 雪害に強いまちづくり	4
第2節 孤立予防対策	5
第3節 救助・消火活動体制の強化	6
第4節 交通対策計画	7
第5節 道路交通対策	8
第6節 自助・共助による取組	11
第7節 要配慮者への対応	12
第8節 バス交通対策	13
第9節 鉄道交通対策	13
第10節 情報連絡体制の充実強化	14
第11節 ライフライン施設の雪害予防計画	14
第12節 農林業雪害予防計画	14
第13節 雪崩災害等の予防計画	15
第14節 火災防止計画	15
第15節 危険物等災害防止対策	15
第3章 雪害応急対策計画	16
第1節 初動対応体制の確立	17
第2節 大雪等への対応	22
第3節 交通・除雪対策	24
第4節 救助・救急活動及び医療活動	26
第5節 雪崩災害対策計画	27
第4章 雪害復旧計画	28
第1節 被災者の生活確保	28
第2節 中小企業への融資	28
第3節 農林業関係者への融資	28
第4節 義援金品の配分	28
第5節 災害復旧事業	28

第1章 計画の方針

本市においては、豪雪地帯(※)のような雪害に対する対策基盤はなく、大規模な雪害に至らない程度の降雪が生じた場合でも、市民生活に及ぼす影響が大きい。また、市街地における都市機能の阻害だけでなく、降雪量の多い山間部等では、交通の途絶による孤立の発生等も危惧される。

雪害については、雪が降っている時(風雪害、着雪害)、降り積もった後(積雪害、雪圧害)、さらに融ける時(融雪害)と様々な状況で発生するおそれがあることから、雪害予防と被害を軽減させるための取組を推進する。

※ 豪雪地帯は、豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)に基づき、国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣が、積雪の度その他の事情を勘案して政令で定める基準に従い、かつ、国土審議会の意見を聴いて、道府県の区域の全部又は一部を指定した地域

【参考】雪害の種類

種類	説明／引用元
積雪害	積雪によって線路・道路・滑走路などが埋没したため引き起こされる交通災害。 /奈良地方気象台ホームページより
雪圧害	家屋・その他施設や樹木が雪圧によって損壊する災害。ビニールハウスなどが被害を受けることが多い。 /奈良地方気象台ホームページより
着雪害	電線等に降雪が付着し、雪の重みなどにより電線切断・短絡や電柱、支柱の傾斜、折損などを起こす災害。 /奈良地方気象台ホームページより
風雪害	視界不良による交通障害や方向喪失、吹きだまりでの交通障害や地上物の埋積が主な被害。特に、高速道路などでは、一瞬にして視界がさえぎられるため危険な状態となる。 /福岡管区気象台ホームページより
融雪害	融雪が原因となって起こる災害。 /国土交通省気象台ホームページより

第1部

第2部

第1編
震災編

第3部

第4部

第2編
風水害編

第1部

第2部

第3部

第3編
雪害編

第4編
火山編

第5編
その他編

資料編

第1節 計画の目的

あきる野市地域防災計画(雪害編)(以下、「本計画」という。)は、大雪による被害を防ぎ、若しくは軽減し、市民生活の安定と社会経済活動の確保を目的とする。そのため、市内に雪害が発生又は発生するおそれのある場合に備え、東京都及び防災関係機関との情報共有及び連携により、迅速に災害応急対策を実施できる態勢を構築するとともに、除雪作業を委託する事業者等との連携強化、情報発信の充実、自主防災組織及び市民の自助・共助に基づく除雪活動等の啓発などを行う。

本計画の推進においては、第2次あきる野市総合計画に位置付けられた施策とSDGsとの関連性を踏まえ、持続可能な災害への強靱性を確保し、そして誰一人取り残さない、総合的な対策の実施に向け取り組むこととする。

第2節 想定される被害

大雪により、本市に想定される被害は次のとおり。

人的被害 孤立集落の発生、物的損壊に伴う死傷、転落・転倒、交通事故、建物内の閉じ込め等

物的被害 家屋・その他建物の損壊、倒木・落雪等による物的損壊

交通被害 道路交通の不通、鉄道・路線バスの運休等

ライフライン被害 電線及び電話線の切断による停電及び通信の途絶

農作物被害 農作物への被害、ビニールハウス等農業用設備の損壊

その他被害 ごみ回収の中止

第3節 計画の性格

本計画は、第1節の目的を達成するための基本的な計画であり、恒久性を有し、法令等に特別な定めがある場合のほか、あきる野市の地域防災に関しては本計画によるものとする。

本計画に定めのない事項については、「あきる野市地域防災計画(震災編(以下「震災編」という。))」に準拠するものとする。

第4節 計画の構成

- 第1章 総則
- 第2章 雪害予防計画
- 第3章 雪害応急対策計画
- 第4章 雪害復旧計画

第1部
第2部
第3部
第4部

第5節 計画の習熟及び周知

本計画を円滑かつ的確に運用するため、市及び防災関係機関は、日頃から本計画についての理解を深め、防災・安心地域委員会等とともに、市民、団体、事業者等の理解と協力が得られるよう広く周知するものとする。

第1部
第2部
第3部

第6節 あきる野市の雪害履歴

本市では、平成26年2月8日と同月14日、記録的な大雪に見舞われた。

2月8日の大雪では、午前10時15分に大雪警報が発令され、降雪は深夜まで続き、市内では最大で約50cmの積雪が確認された。このことに伴い、道路の通行止め、JR五日市線の運休、倒木、玄関屋根の倒壊などの被害が発生した。

また、2月14日の大雪では、朝から降雪が続き、午後5時21分に大雪警報が発令され、市が簡易的に測定したところでは、50cmを超える積雪が確認された。

このことに伴い、道路の通行止め、JR五日市線の運休、倒木、カーポートの倒壊などの被害が発生した。

第3編 雪害編
第4編 火山編
第5編 その他編
資料編

第2章 雪害予防計画

雪害の軽減を図り、安定した日常生活及び社会経済活動を確保するためには、日頃から除雪作業を想定した雪害予防体制の整備を進めるとともに、雪害に対する意識啓発等により、雪に強い地域づくりを推進することが重要である。このようなことから、冬季前における広報活動や防災・安心地域委員会等との協働による防災意識の高揚に努めるとともに、雪害を想定した指定避難所運営や排雪仮置場（雪捨て場）の確保等の対策を推進する。

第1節 雪害に強いまちづくり

1 冬季対策の充実強化

日頃より雪害への注意喚起を行い、雪害対応に関する市民意識の向上に取り組むとともに、公共機能の持続性、防災関連機関との連携強化に努める。

（1）冬季対策の対応目標

- ア 冬季除雪体制の整備を含めた道路交通、公共交通機関の円滑な運行、凍結対応も含めたライフライン等の確保対策を重点的に実施する。
- イ 降積雪時の対応に関する事前広報、通学路の確保、凍結による転倒の防止対策、庁舎管理等の安全確保対策を実施する。
- ウ 降積雪時の交通安全対策や家周りの除雪等、市民自ら対応していくことへの具体的な啓発広報を積極的に実施する。

2 指定避難所及び避難路の確保

市は、雪害が発生した場合又は発生のおそれがある場合に、市民が円滑に避難することができるよう指定避難所及び避難路の確保等を図る。

（1）雪害に対して安全な指定避難所の確保

市は、孤立する危険性のある地域（小宮地区、深沢地区、盆堀地区）を考慮し、雪害が発生した場合又は発生のおそれがある場合に備え、地域ごとに、あらかじめ指定避難所を設置する。

（2）安全な避難路の確保

市は、雪害が発生した場合又は発生のおそれがある場合に備え、市民が円滑に指定避難所等に避難することができるよう、次の対策を講ずる。

ア 道路の除雪を速やかに実施するために、除雪作業が可能な車両を所有する事業者等との連携を強化する。	第1部
イ 市民に対して、住宅周辺道路や、歩道等の自主的な除雪について呼びかけを行うとともに、自主防災組織、地域防災リーダー等、地域防災の担い手が主体となっていく除雪作業を促進する。	第1編 第2部
(3) 避難誘導標識の設置	震災編 第3部
市は、市民が安全に指定避難所に到達することができるよう、避難誘導のための標識整備を推進する。	第4部
第2節 孤立予防対策	
1 道路等の除雪等	第2編 風水害編 第2部
積雪等により交通が困難又は不能になり孤立するおそれのある地区については、生活道路の確保を最重要策として位置づけ、優先順位を付けて、重要度の高い道路から順に除雪や障害物の除去等を行う。	第3部
2 平常時の対策等	第3編 雪害編
積雪等により交通が困難又は不能になり孤立するおそれのある地区について、孤立が発生した際、孤立状態が解放されるまでの間生活が維持できるよう、通信の確保、食糧等備蓄の奨励等、事前措置を実施する。	
第4編 火山編	
第5編 その他編	
資料編	

第3節 救助・消火活動体制の強化

1 降積雪時の活動体制強化

各防災機関は、降積雪時の救助・消火活動に備え、出動人員の配備計画を作成するとともに、孤立地区やその他雪害が発生した際には、減災と事態を解消するために活動する。また、降積雪時の活動強化のため、四輪駆動及び冬用タイヤ等寒冷地仕様の車両の導入、除雪用資機材の導入等に努める。

2 消防水利の確保

地下式消火栓や防火水槽は、地上式の消火栓と異なり、積雪により位置を確認し難い状況が生じる。このようなことから、積雪時における消防水利機能を確保するため、消防団とともに、消火栓、防火水槽等に堆積した雪の除去に努めるものとする。

3 関係機関との連絡体制

市は、降積雪時の迅速な消火活動又は救急・救助活動を実施するため、道路管理者及び隣接自治体と連携し、道路情報の収集連絡体制を強化するとともに、地域住民に対し除雪等について協力を要請する。

第4節 交通対策計画

市民の日常生活及び社会経済活動の安定を確保するためには、雪による交通障害を排除することが重要であり、市及び各関係機関は、必要な施設、体制等の整備を推進し、降積雪期における交通の確保を図る。

I 積雪時の交通安全確保対策

(1) 冬期交通の安全確保

各防災機関は、冬期の交通事故及び交通渋滞の発生を防止するため、冬用タイヤ又はチェーンの装着、路上駐車禁止等交通の安全確保について、テレビ、ラジオ、新聞、広報紙、防災行政無線等を利用し啓発を図る。

(2) 倒木対策の推進

道路管理者等は、道路交通等への障害を生じさせないため、倒木のおそれがある民地の樹木について、平常時から、管理者に対し伐採等を実施するよう指導を行うものとする。

道路啓開のため、道路管理者等が行った倒木除去において、除去した倒木はその所有者が原則処分するものとする。

第1部

第1編
震災編

第2部

第3部

第4部

第2編
風水害編

第1部

第2部

第3部

第3編
雪害編

第4編
火山編

第5編
その他編

資料編

第5節 道路交通対策

I 降積雪時における道路機能の確保

(1) 行政の役割

各行政機関は管理する主要道路等について、冬用タイヤ及びチェーンを装着した車両での走行が可能な路面管理を行うため、除排雪の基準等に基づき除排雪作業を実施する。

※ 東京都：東京都管理道路における除排雪作業を実施する。

(2) 市の除排雪の基準

市は積雪時の除排雪について、早期に市民の日常生活及び社会経済活動の確保を図るため、除排雪作業マニュアルを定め、公共交通機関へのアクセス道路及び物資の輸送の確保等を最優先に、以下の各基準に基づき、重要度の高い道路から順に除排雪を実施する。

〈市の除雪出動基準〉

除雪路線の種類	出動基準	路面状態の目標
一次優先道路 (公共交通路線及び公共交通機関に接続する道路、地域間を結ぶ主要幹線道路)	○ 除雪目安積雪量 5cm	○ 通勤通学時間帯の円滑な交通確保 ○ バス路線等については、完全除雪による通行確保
二次優先道路 (地域間を結ぶ道路、遠隔集落にアクセスする道路、公共施設周辺道路等)	○ 除雪目安積雪量 5cm ○ わだちの深さ 2cm	○ 交互通行可能な状態 ○ 必要に応じ、歩道等の通行帯確保
その他路線 (主に市が管理し、二次優先道路にアクセスする道路、生活道路等)	○ 状況により出動 ○ 市民生活に大きな支障が生じ、雪害対策本部長(都市整備部長)が認めるとき	○ 車両のすれ違いが可能な状態 ○ 生活道路(歩行者含む)の安全確保

〈市の排雪作業開始基準〉

排雪路線の種類	実施基準
一次優先道路 (公共交通路線及び公共交通機関に接続する道路、地域間を結ぶ主要幹線道路)	○ 積雪量が20cmを超えると予想される場合 ○ 除雪した雪の堆積等により交差点の見通し等が著しく不良となった場合
二次優先道路 (地域間を結ぶ道路、遠隔集落にアクセスする道路、公共施設周辺道路等)	同上
その他路線 (主に市が管理し、二次優先道路にアクセスする道路、生活道路等)	同上

(3) 除排雪体制の整備

市は除排雪作業の際に使用する機器類、資機材については、日頃から整備を行い、効果的かつ円滑な除雪作業が実施できる体制を確立する。また、民間における除雪機械の保有状況を把握し、協力体制を構築する。

(4) 排雪仮置場（雪捨て場）の確保

市は除排雪作業の効率化を図るため、運搬排雪に利用しやすい施設を排雪仮置場として確保する。

〈排雪仮置場〉

施設名	所在
秋川ふれあいランド	小川 1343 - 101
リバーサイドパークの谷	引田 776
草花公園駐車場の一部 *	原小宮 353
第2水辺公園	下代継 407 - 24
第3水辺公園	切欠 2406
秋川橋河川公園	留原 814
小和田グラウンド駐車場の一部 *	小和田 8

*印の付いた施設は、市民が除排雪した雪の受入れも行う。

(5) 凍結防止剤の散布及び配備

道路管理者は、積雪時等に車両スリップ防止のため、必要箇所に凍結防止剤の散布を行う。
また橋りょう部や狹隘道路等の勾配の急な区間等における車両スリップ防止のため、凍結防止剤を配備する。

第1部
第2部
第3部
第4部
第1部
第2部
第3部
第3編 雪害編
第4編 火山編
第5編
その他編
資料編

〈市の凍結防止剤散布基準〉

散布路線の種類	散布実施基準	路面状態の目標
一次優先道路 (公共交通路線及び公共交通機関に接続する道路、地域間を結ぶ主要幹線道路)	○ 積雪 2cm を超えると予測される場合に実施する ○ 市で指定した路線を優先して行う ○ その他危険と認められる箇所を行う	○ 凍結の危険を事前に回避する ○ 車両がスリップを起こさない程度を目安とする
二次優先道路 (地域間を結ぶ道路、遠隔集落にアクセスする道路、公共施設周辺道路等)	同上	同上
その他路線 (主に市が管理し、二次優先道路にアクセスする道路、生活道路等)	○ 地域の要望により、町内会・自治会を通じ凍結防止剤の配布を行う ○ 散布は、配布先の町内会・自治会が行う	

(6) 道路情報連絡体制の充実強化等

道路管理者は、利用者、関係機関等に対し道路交通情報、除雪情報、災害情報、気象に関する情報等道路に関する各種情報を迅速かつ的確に提供できるよう、情報連絡体制及び報道機関との連携体制の充実強化を図るとともに、ホームページや電光表示板等での注意喚起に努める。

(7) 市民等への協力の呼びかけ

道路上への雪の投げ捨ては、路面凍結を引き起こす可能性があり、転倒事故や車両のスリップ事故等、二次災害にもつながる危険性を有している。

市は、降積雪時における交通確保及び除排雪が効果的に行われるよう、路上駐車や道路への雪の投げ捨てをしないこと等について市民や事業者等に対して協力を呼びかけるものとする。

第6節 自助・共助による取組

1 自助による取組

市民は、次に掲げる措置をはじめ、「自らの生命・財産は自らが守る」ために必要な雪害への備えを実施する。

(1) 日頃の準備

- ア 食糧や飲料水、日用品などの生活必需品は、家族が3日以上生活できるように備蓄する。
- イ 停電などの対策として、懐中電灯、ろうそく、ランプ、石油ストーブ、カセットコンロ、ラジオ、乾電池、灯油やカセットガスボンベなどを備蓄しておく。

(2) 日頃の雪害に備えた心構え

- ア ニュースや気象情報などの情報を収集する。
- イ 情報から不測の事態を予測し、準備行動に備える。
- ウ 食料や生活必需品などの足りないものを事前に準備する。
- エ 家族間での連絡方法を確認しておく。
- オ 積雪が予想され、外出が困難になるおそれがある場合は、事前に用事を済ませておく。
- カ 降積雪が予測される日と透析等で通院する日が重なる場合などは、事前に診療医療機関に相談し、日程をずらすなど対策をとっておく。

(3) 降積雪時における雪害予防の取組

- ア 車での外出は極力控え、除雪作業の妨げとなる路上駐車等を行わない。
- イ 自宅の周辺等については自力除雪に努める。
- ウ 道路除雪後は、除雪した雪が凍結する前に、住宅・車庫等から道路までの通路を確保する。
- エ 道路状況を悪化させるため、道路への雪出しは行わない。

2 共助による取組

大雪に際しては、公助の対応だけでは十分とはいえず、市民一人ひとりが進んで「自分たちの地域は、自分たちで守る。」という心構えと行動が必要となる。このようなことから、市は自主防災組織や地域防災リーダー等と協力し、地域住民の雪害に対する防災意識の高揚と雪害予防知識の普及・啓発に取り組み、地域自らの力で雪害予防に取り組む体制の構築を促進する。

第1部	第1編	震災編	第1部	第2部	第3部	第4部
	第2編	風水害編	第1部	第2部	第3部	
	第3編	雪害編				
	第4編	火山編				
	第5編	その他編				
	資料編					

(1) 日頃の準備

- ア 食糧・飲料水・燃料などの生活必需品を隣り近所で融通できる関係を構築する。
- イ 町内会・自治会や近所同士で安否確認や被害状況を確認し、破損した場所の応急措置や除雪などを協力して実施できる体制を整備する。

(2) 地域の見守りと要配慮者への支援

- ア 積雪時の移動が困難な要配慮者やひとり暮らしの高齢者については、外出できないことにより、建物内への閉じ込めと同様の事態に陥ることが想定される。このようなことから、町内会・自治会や隣組単位で状況を確認しあい、地域で実施し得る支援を行う。
- イ 車での移動に支障が生じるような積雪となった場合、定期的な通院が必要な透析患者等には、生命に危険が及ぶ可能性も生じることから、自助の対応を促すため、市においても受診日の変更を事前に案内するなどの対策をとる。

第7節 要配慮者への対応

要配慮者(高齢者、乳幼児、傷病者及び障がい者など災害対応能力の弱い者並びに言葉や文化の違いから特別の配慮を要する外国人、旅行者など)が災害発生時に被害を受けることが多くなっている。

このため、以下のとおり要配慮者の防災対策を推進していくものとする。

(1) 地域との協力体制の整備

要配慮者の安全確保は、行政と市民が協力し、一体となって取り組んでいくことが必要である。また、公共機関その他集客施設においては、利用者が要配慮者である場合を想定して、施設の整備や避難誘導計画の策定を行うことが必要である。

(2) 降雪時要配慮者の安否確認と支援

降雪時における要配慮者の安否確認と個別支援を実施するため、市は、あきる野市社会福祉協議会、西多摩保健所、あきる野市医師会、町内会・自治会及び民生委員・児童委員等と連携し、必要な支援体制を確保する。また、協定等の締結により、一時受け入れ可能な施設を確保するなど支援体制の強化を図る。なお、要配慮者のおおむねの区分は次のとおりである。

区分	内容
高齢者及び乳幼児	日常から介護及び保護が必要な者で、災害時の援護が必要な者
傷病者及び障がい者	傷病や障害により介護及び保護が必要な者で、災害時の援護が必要な者
旅行者	地理が不案内で、災害時の援護が必要な者
外国人	地理の不案内、言葉の不自由により、災害時の援護が必要な者
医療機器依存度の高い在宅療養者	在宅人工呼吸器装着者、在宅酸素療法患者、人工血液透析患者、腹膜透析患者など、在宅療養者で医療機器依存度の高い者

第1部
第2部
第3部
第4部

第8節 バス交通対策

バス事業者は、道路管理者と事前に協議し、除雪協力体制を確立するとともに、全線の運行可否状況を把握し、利用者等に対し迅速かつ的確に運行情報を提供できるよう、情報連絡体制及び報道機関との連携体制の充実強化を図る。

第1部
第2部
第3部

第9節 鉄道交通対策

J R 東日本は、公共交通としての機能を確保するため、融雪用資機材の保守点検、降雪状況に応じた除雪及び凍結防止のための列車等の運転計画や要員の確保等について充実を図る。また、運転見合わせ等が見込まれる場合、鉄道事業者は、市等と連携しながら市民に周知する。

第3編 雪害編

第4編 火山編

第5編 その他編

資料編

第10節 情報連絡体制の充実強化

市は、各関係機関との連携強化を図り、除雪状況、交通規制状況、公共交通機関の運行状況等の情報を収集し、防災行政無線や安心メールの配信等により市民等に対して情報提供を行う。また、市民等に対し、より迅速かつ的確に情報提供できるよう、情報連絡体制の充実強化を図る。

第11節 ライフライン施設の雪害予防計画

電気通信、電力、ガス及び水道の施設は、市民の日常生活及び社会経済活動上欠くことのできないものであり、電気通信事業者、電気事業者、ガス事業者及び水道事業者は、降積雪時においてもその機能を確保できるよう施設の耐雪化等を推進する。また、被害の状況、応急対策の実施状況等の情報連絡体制を強化する。

第12節 農林業雪害予防計画

市は、雪害による農産物等の被害を未然に防止し、又は被害を最小限に食い止めるため、農業団体等と連携を密にし、施設の耐雪化、除融雪体制の整備等を促進するとともに、被害防止に関する指導を徹底する。

1 農業

市は、農業者に対し、耐雪性品種の適期播種（種を蒔くのに適した時期）、融雪期の排水対策等を指導するとともに、ビニールハウスなど施設園芸用施設、畜舎等の耐雪化を促進する。

2 林業

市は、林業者等に対し、雪に強い健全な森林を育成するため、適切な間伐、枝打ち等の施業技術指導を行うとともに、生産施設、加工施設等の耐雪化を促進する。

第13節 雪崩災害等の予防計画

雪崩災害並びに融雪等による水害及び土砂災害を未然に防止し、雪崩等が発生した場合に被害の軽減を図るため、必要に応じた防止設備及び十分な警戒・避難体制の整備を図るよう努める。

第14節 火災防止計画

震災編第2部第3章【予防対策】第3節「出火・延焼の防止」を準用する。

第15節 危険物等災害防止対策

震災編第2部第3章【予防対策】第3節「出火・延焼の防止」を準用する。

第1部	第1編	震災編	第1部
第2部	第2編	風水害編	第2部
第3部	第3編	雪害編	第3部
第4部	第4編	火山編	第4部
第5部	第5編	その他編	第5部
資料編			資料編

第3章 雪害応急対策計画

市及び防災関係機関は、市域内及び近隣市町村で雪害による警戒を要し、又は被害が発生した場合、災害応急対策を直ちに実施するため、初動態勢を確立する。

市は、被害の発生を最小限度に止めるため、降雪・積雪状況及び災害の発生規模等に応じて職員を配備するとともに、災害対策本部又は危機管理戦略本部等を設置し、初動対応に着手する。

また、市は、民間団体、市民等と一致協力して災害の拡大防止と被害者の救援・救護に努め、防災業務の遂行にあたる。

《対策内容別の時系列活動目標（イメージ）》

活動目標	警戒対応期	発災～数時間	数時間～1日	2～3日	4日～
配備指示、本部態勢等設置	警報、降雪状況に応じ警戒態勢確立	災害対策本部等設置、配備態勢決定			
活動環境確保、改善	初動要員への配備指示	各班に配備態勢の決定を通知	車両、燃料等確保		
道路状況の確認、除雪手配等	道路状況確認	除雪協力団体に連絡	道路状況の把握、凍結防止剤散布、孤立地区安否確認等		
本部会議設営準備、開催			雪害又は災害対策本部会議開催	雪害又は災害対策本部会議開催継続	
広域応援（受援）体制確立			広域応援要請、自衛隊派遣等		
職員参集状況確認、拡充	初動要員へ配備指示・拡充の検討	自主参集、配備状況確認、報告、災害対策予算、他課(班)への応援・調整等			

《対策実施課（班）、関係機関別の主な活動》

実施担当	警戒対応期	発災～数時間	数時間～1日	2～3日	4日～
地域防災課 （本部班）	警報、降雪状況に 応じ警戒態勢確立	災害対策本部等 設置、配備態勢決 定	災害対策本部等 会議開催、 応援要請	災害対策本部等会議 開催継続、 孤立地区の安否確認等	
建設課 （第1復旧班）	道路状況確認	除雪協力団体に連 絡	道路状況の把握及び除雪作業の進行管理、 凍結防止剤散布、孤立地区状況確認等		
総務課 （総務班）	車両等確保、配車	庁舎施設の機能保 全、応急復旧	本部と各班間の情報連絡確保（車両、燃料確保 等）、庁舎施設の機能保全、応急復旧		
企画政策課 （調整受援班）		本部と各班間の連絡調整（特命事項調整）、部内対策の応援、			
市長公室 （広報班）		市HP及び安心メールによる情報の発信、報道対応、広聴活動			
財政課 （財政班）		災害時の応急財政措置（災害対策関係予算）			
福祉総務課 （第1民生班）	要配慮者の確認	要配慮者の安否確認及び救助		避難生活支援等	
各部主管課	初動要員へ配備指 示・拡充を検討	自主参集、配備状況の確認、報告			

第1節 初動対応体制の確立

1 初動対応の着手

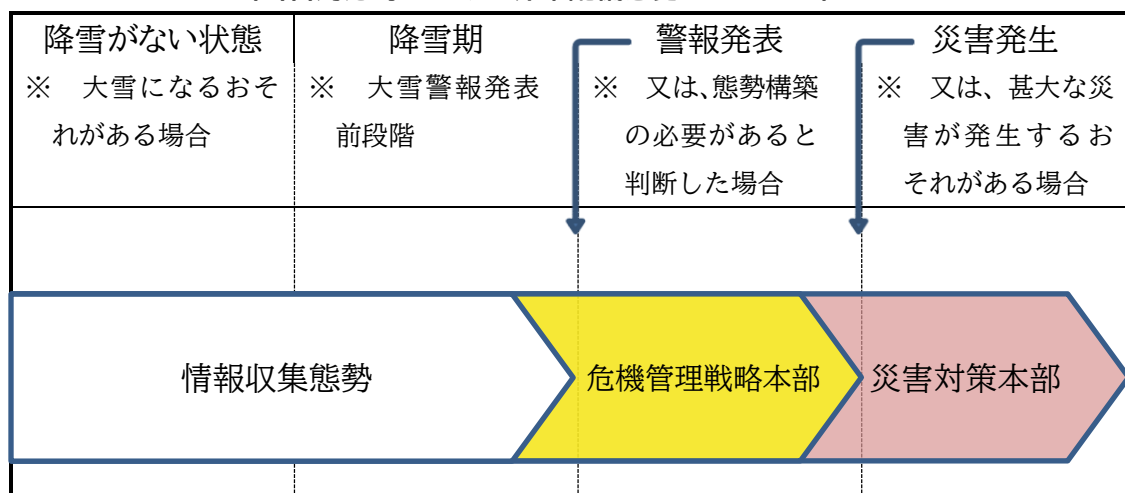
大雪等により、孤立地区や家屋倒壊等の被害が発生するおそれがある場合は、以下の活動体制をとり、初動対応を行う。

2 雪害対応時の非常配備態勢の確立

災害対策本部設置以前においては、危機管理戦略本部(P.18「(1)危機管理戦略本部の構成等」参照)態勢により情報収集活動を行うとともに、関係機関と連携し、必要な雪害対策を実施する。

また、危機管理戦略本部設置以前における情報収集活動を主とする雪害対策については、地域防災課及び建設課を中心とする都市整備部で実施する(情報収集態勢)。

〈雪害対応時における非常配備態勢のイメージ〉



降雪・積雪状況下においては、交通機関等にも影響が出ることから、職員参集にも支障が生じることが想定される。通常業務を行っている時間帯の中で非常配備態勢に移行する場合においては、職員確保に支障は生じないが、降雪・積雪状況にある休日・夜間時に職員を招集する場合、積雪量によっては職員確保に支障が生じる。このようなことから、雪害対応に際しては、態勢を構築するために必要な職員を、降雪前又は降雪が始まって以降早い段階で市役所に招集することを基本とする。

なお、雪害対応時における市の非常配備態勢のイメージについては、別に定める「あきる野市事業継続計画(BCP)」の職員参集の手順等のとおりとする。

第1部

第1編
震災編

第2部

第1部

第2編
風水害編

第3部

第3編
雪害編

第4編

火山編

第5編

その他編

資料編

第3章 雪害応急対策計画

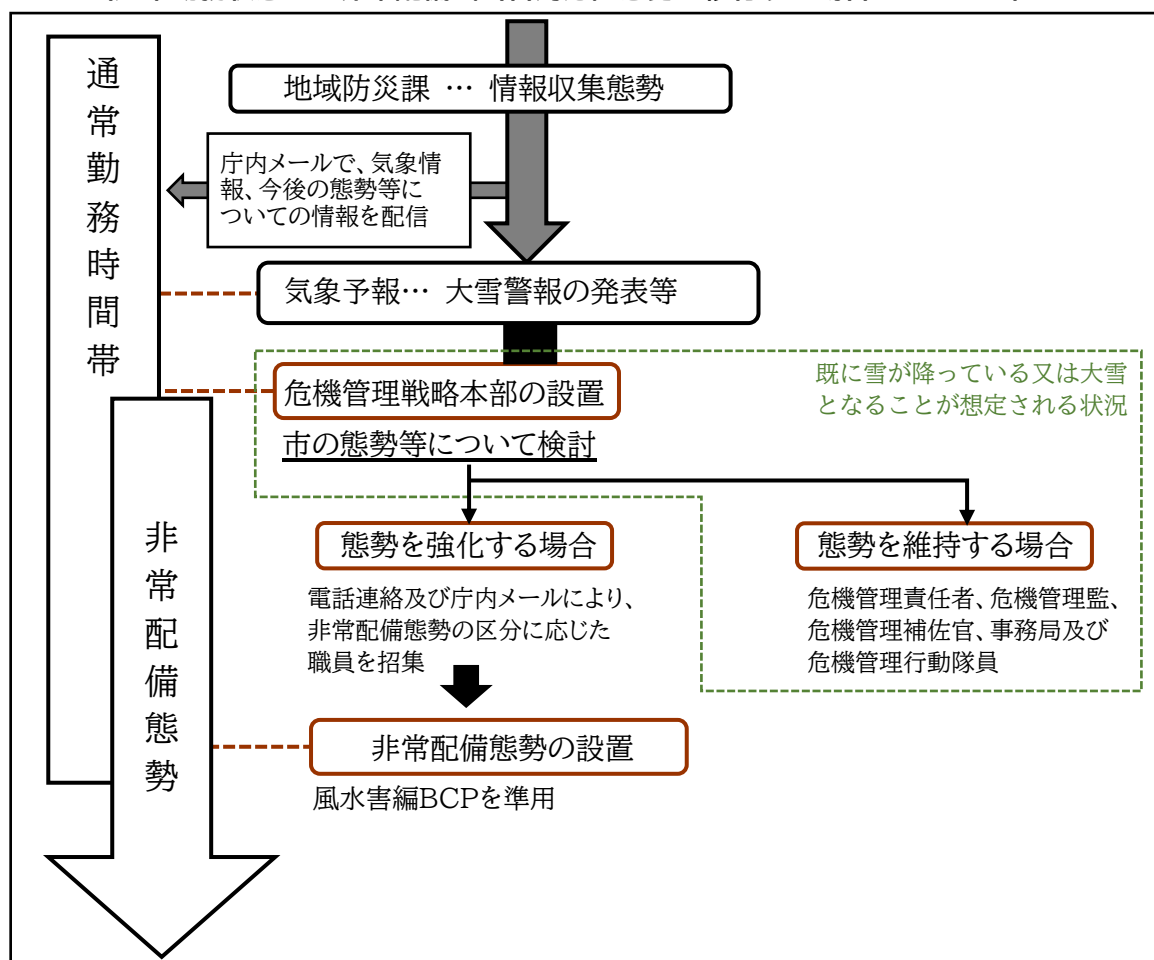
第1節 初動対応体制の確立

(1) 危機管理戦略本部の構成等（「危機管理基本指針」より抜粋）

危機管理戦略本部	危機管理責任者(副市長) ※ 副市長に事故があるときは総務部長、次に企画政策部長
	危機管理監(危機管理担当課長) ※ 危機管理監は、危機管理責任者に助言する。
	危機管理補佐官(危機管理責任者を補佐する。) ※ 企画政策部長、総務部長、健康福祉部長、都市整備部長及び危機事象の所管部長
	事務局 発生した危機に関して担当する所管課
	危機管理行動隊員 あらかじめ指名された職員(10人) ※ 危機管理担当課長の採用日以前の体制については、なお、従前の体制とする。
	【主な活動】 ①初動対応の確認と危機対応の徹底 ②情報収集と整理 ③危機の分類と危機レベルの判定 ④市役所関係部署への連絡・調整・指示 ⑤市長への報告 ⑥災害対策本部設置の具申(危機管理責任者)

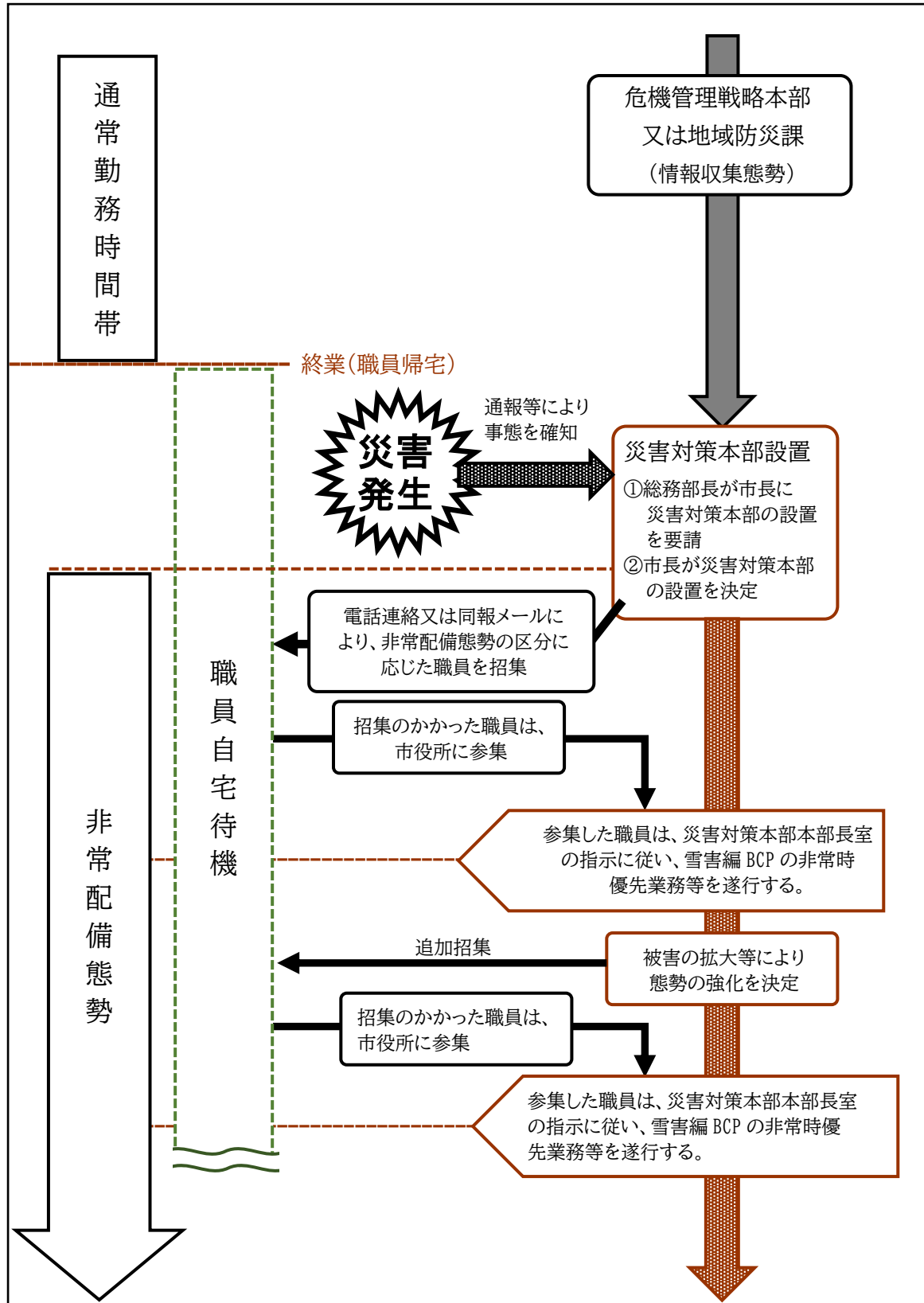
(2) 職員参集の手順等

〈通常勤務状態から非常配備（雪害対応）態勢に移行する場合のイメージ〉



〈夜間・休日における非常配備（雪害対応）態勢設置のイメージ〉

※ 危機管理戦略本部等による情報収集態勢はとっているが、孤立集落の発生等により災害対策本部を設置する必要が生じた場合



第1部	第1編	震災編	第1部	第2部	第3部	第4部
第2部	第2編	風水害編	第1部	第2部	第3部	
第3部	第3編	雪害編				
第4部	第4編	火山編				
第5部	第5編	その他編				
資料編						

第3章 雪害応急対策計画
第1節 初動対応体制の確立

3 各部班の事務分掌

降雪積雪時及び雪害対応時における事務分掌は、以下のとおりである。

雪害編の事務として記載はないが、震災編に記載があるものについては、これを準用する。

〈降雪積雪時（災害発生前段階）〉

部	(部長)	班	(班長)	事務分掌	摘要
災対総務部	総務部長	本部班	防災担当課長	1 気象情報及び降雪・積雪情報の収集・伝達に関する事。 2 本部活動の把握及び統括統制に関する事。 3 都及び関連機関との連絡調整に関する事。 4 防災・安心地域委員会等自主防災組織への情報提供及び地域における除雪活動等についての協力依頼に関する事。 5 消防団に関する事。 6 防災行政無線による雪害対応状況等情報発信に関する事。 7 安心メールによる情報発信に関する事。(災害対策本部又は危機管理戦略本部設置前)	総務課 職員課 契約管財課 地域防災課 会計課
		総務班	総務課長	1 市庁舎敷地内及び周囲歩道の除雪作業に関する事。	
情報整理部	企画政策部長	調整受援班	企画政策課長	1 公共施設の開閉の判断及び周知に関する事。	企画政策課 市長公室 財政課 情報政策課
		広報班	市長公室長	1 報道機関との連絡調整に関する事。 2 市ホームページによる情報発信に関する事。	
災対環境部	環境農林部長	環境班	生活環境課長	1 ごみ収集に関する事。(ごみ出しに関する市民への協力要請等)	生活環境課
救援救護部	健康福祉部長	第1民生班	福祉総務課長	1 避難所の設営及び自主避難者等の収容保護に関する事。 2 災害時要援護者、ひとり暮らし高齢者等に対する避難及び救護に関する事。	福祉総務課 生活福祉課 障がい者支援課 高齢者支援課 こども政策課 こども家庭センター 保育課 健康課
		医療・保健活動班	健康課長	1 人工透析患者等の支援に関する事。 ※ 通院日程の変更等、降雪・積雪の影響を受ける前段階での対応策を案内する。	
災害復旧部	都市整備部長	第1復旧班	建設課長	1 道路状況の情報収集に関する事。 2 除雪作業に関する事。 3 除雪した雪の集積場所に関する事。 4 凍結防止剤の散布に関する事。	都市政策課 住宅政策課 区画整理推進室 交通政策課 建設課 生活排水対策課 施設営繕課
災対教育部	教育部長	給食班	学校給食課長	1 学校給食の食材調達及び配送に関する事。	学校給食課
消防部	消防団長	消防班	分団長	1 消防詰所の除雪に関する事。 2 水利箇所除雪に関する事。	あきる野市 消防団

第3章 雪害応急対策計画
第1節 初動対応体制の確立

〈雪害発生時（道路閉鎖（孤立）、建物倒壊等発生時）〉

部	(部長)	班	(班長)	事務分掌	摘要	第1編 震災編	第1部
災対総務部	総務部長	本部班	防災担当課長	1 気象情報、降雪・積雪及び被害情報の収集・伝達に関すること。 2 本部活動の把握及び統括統制に関すること。 3 都及び関連機関との連絡調整に関すること。 4 防災・安心地域委員会等自主防災組織への情報提供及び地域における除雪活動等についての協力依頼に関すること。 5 消防団に関すること。 6 防災行政無線による雪害対応状況等情報発信に関すること。 7 安心メールによる情報発信に関すること。 8 自衛隊派遣要請に関すること。 9 防災行政無線による雪害対応状況等情報発信に関すること。	総務課 職員課 契約管財課 地域防災課 会計課		第2部
		総務班	総務課長	1 市庁舎敷地内及び周囲歩道の除雪作業に関すること。		第4部	
情報整理部	企画政策部長	調整受援班	企画政策課長	1 公共施設の開閉の判断及び周知に関すること。	企画政策課 市長公室 財政課 情報政策課	第2編 風水害編	第1部
		財政班	財政課長	1 災害対策関係予算に関すること。(雪害対応に際し、直接必要となる経費) 2 その他財務一般に関すること。(雪害に伴い増化した通常業務に必要となる経費等)			第2部
		広報班	市長公室長	1 報道機関との連絡調整に関すること。 2 市ホームページによる情報発信に関すること。 3 安心メールによる情報発信に関すること。(災害対策本部又は危機管理戦略本部設置後)		第3編 雪害編	第3部
		情報管理班	情報政策課長	1 災害対策本部の情報処理機器類の機能維持に関すること。			
災対環境部	環境農林部長	環境班	生活環境課長	1 ごみ収集に関すること。 2 農業の被害状況調査に関すること。	環境政策課 生活環境課 農林課	第4編 火山編	
物資管理部	商工観光部長	物資管理班	商工振興課長	1 商工業の被害状況調査に関すること。 2 帰宅困難者となった観光客等への受入避難所開設情報等の周知に関すること。	商工振興課 観光まちづくり推進課	第5編 その他編	
救援救護部	健康福祉部長	第1民生班	福祉総務課長	1 避難所の設営及び被災者の収容保護に関すること。 2 要配慮者、一人暮らし高齢者等に対する避難及び救護に関すること。 3 災害時におけるボランティアセンター(社会福祉協議会が設置)との連絡調整及びその他ボランティアに関すること。	福祉総務課 生活福祉課 障がい者支援課 高齢者支援課 こども政策課 こども家庭センター 保育課 健康課		資料編

第3章 雪害応急対策計画

第2節 大雪等への対応

部	(部長)	班	(班長)	事務分掌	摘要
災害復旧部	都市整備部長	第1復旧班	建設課長	1 道路状況の情報収集に関する こと。 2 除雪作業に関すること。 3 除雪した雪の集積場所に関 すること。 4 凍結防止剤の散布に関するこ と。 5 道路内への倒木等の除去に関 すること。	都市政策課 住宅政策課 区画整理推進室 交通政策課 建設課 生活排水対策課 施設営繕課
災対教育部	教育部長	給食班	学校給食課長	1 学校給食の食材調達及び配送 に関すること。	学校給食課
消防部	消防団長	消防班	分団長	1 消防詰所の除雪に関すること。 2 水利箇所を除雪に関すること。 3 地域における雪害対応への協 力に関すること。(災害対策本部 の指示による活動)	あきる野市 消防団

4 その他の事項

その他応急処理事項は、あらかじめ過去の報告をまとめ災害応急処理要領として活用する。

第2節 大雪等への対応

1 雪害発生前段階からの市の態勢及び対応

市は、通常時から気象情報の把握に努めているが、降雪が予測される際には、情報収集態勢により情報収集活動を行うとともに、都及び関連機関との情報共有(震災編第2部第6章【応急対策】第1節「防災機関相互の情報通信連絡体制(警報及び注意報などの第一報)」を準用する。)を準用する。)を行うものとする。また、警報が発表された際、若しくは降雪量が増し、組織的な事前対策が必要と認められる際には、危機管理戦略本部を設置し、災害の発生又は甚大な災害が発生するおそれがあり、総務部長の要請又は本部長が必要と認めたときは、災害対策本部を設置し、雪害に即応できる態勢をとる。

2 情報収集

(1) 気象情報の早期収集(気象庁ホットラインの活用)

大雪により、雪害が発生するおそれがある場合、市は、必要に応じ避難準備情報や避難指示を発表することになるが、被害を最小限にとどめるためには、気象に関する専門的な意見を踏まえた上での判断が不可欠といえる。

このようなことから、市は、気象庁が設けている防災機関向け専用電話(気象庁ホットライン)を活用し、避難指示等を発表する際の参考となる重要な気象情報や予測等を予報官に直接確認する。

(2) 雪害情報等の収集

市は、気象情報の収集と併せ、各地域の実際の積雪量や道路状況、住居内への閉じ込め、雪圧による建造物の損壊、帰宅困難者の発生状況などの雪害に関する情報を収集し、関係機関、消防団、自主防災組織等と連携し、対策を講ずる。

3 職員への情報伝達と待機指示等

(1) 通常勤務時間帯

ア 庁内情報システム及び職員同報メールにより、全職員に気象情報及び市の態勢等に関する情報を伝達する。

イ 各部課長は、所属職員への情報伝達状況を把握し、遺漏のないよう周知徹底を図る。

(2) 勤務時間外

ア 職員同報メールにより市の態勢、待機指示等に関する情報を伝達する。

イ 非常配備態勢の段階が上がった際には、職員同報メールにより市の態勢及び招集対象となる職員を周知するが、各課長は、招集対象となった所属職員の参集をより確実なものとするため、課内の連絡網による周知も行うものとする。

ウ 市が雪害対応のための態勢を構築した際には、非常配備態勢の段階に応じた職員の動員を行うことから、被招集職員についても緊急招集に対応できるよう自宅待機等に配慮する。

4 雪害対応における基本方針等

(1) 都及び防災関連機関等との連携を強化し、大雪に対する災害対応能力の向上を図る。

(2) 関係機関から気象情報や道路情報等を収集し、市の避難指示等発令の判断材料として活用する。

(3) 被害発生時は、都及び近隣市町村、警察署、消防署、消防団、自衛隊との緊密な連携の下、雪害による人的被害の抑制に全力を尽くす。

(4) 地域防災の要として機能する町内会・自治会、防災・安全地域委員会等自主防災組織、地域防災リーダーに雪害対応に関する情報を発信するとともに、地域からの降積雪及び被害発生情報等の提供を受け、必要な対応を講ずる。また、地域における自主的な除雪作業の実施や注意喚起活動等への協力を依頼する。

5 要配慮者への対応

降積雪状況下では、震災、風水害時とは異なる要因により、要配慮者への支援が必要となる場合がある。雪害については、気象情報を収集することにより、降雪時期や降雪量などを予測できることから、事前に対策を講ずることが可能である。

このようなことから、市では、冬季を迎える前に、広報紙、ホームページ等により、雪害に対する意識啓発を行い、降積雪が予想される場合や降積雪状況となった際には、気象庁の最新気象情報や見通し、気象庁、都及び関連機関から提供される防災関連情報等を防災行政無線や安心メールにより発信し、

第1部	第1編	震災編	第1部	第2部	第3部	第4部
第2部	第2編	風水害編	第1部	第2部	第3部	
第3部	第3編	雪害編	第4部			
第4部	第4編	火山編				
第5部	第5編	その他編				
資料編						

適切な災害対策がとられるよう促し、併せて以下のような要配慮者対策を講ずる。

- (1) 積雪により自宅への閉じ込めなどが生じた際に、体調を害し又は負傷し、生命に危険が及んだ場合、迅速かつ適切な救命活動が実施されるよう、市は秋川消防署等関連機関と連携・協力し、対策を講ずる。
- (2) 家屋の損壊等により、避難する必要がある生じた要配慮者の避難を支援するため、自主防災組織、地域防災リーダー等へ支援活動と呼びかけるとともに、必要に応じ、消防団に対し、避難支援活動を支援するよう要請する。

第3節 交通・除雪対策

1 除雪体制

(1) 除雪組織

除雪は、市長（本部長）の指示により、市道の除雪は原則として災害復旧部を主体として実施する。なお、都道の除雪については、道路管理者である東京都が降雪時における道路交通の安全を確保するため、あらかじめ稼動可能な資機材や労力の把握を行い、迅速かつ適切な除雪活動実施の体制を確保している。

(2) 除雪活動

- ア 本部長が、必要と認めたとき、除雪活動を実施する。
- イ 出動基準は、道路部積雪おおむね5cmとし、原則として降り終わりから除雪活動を実施する。なお、大雪又は暴風雪警報が発表され、道路の積雪が5cmを超えさらに降雪が予測されるときには、直ちに除雪活動を実施する。
- ウ また、特に集中的な大雪に対しては、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整のうえ、予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努める。
- エ あらかじめ除雪協力団体毎に、地区の割振りを行い除雪を要請する。また協力団体の体制により作業の遅れが生じた場合は、地区割りを再検討し対応する。なお、50cmを超える積雪時は、除雪路線の優先順位を定め、都と連携して臨機応変に除雪を行う。
- オ 消防団は、各詰所の出入口付近を除雪し、出動可能な体制をとるとともに、消火栓、防火水槽等の除雪を行い水利の確保を図る。また雪害により市民の身の危険がおびやかされる状況においては、道路の除雪を行う。
- カ 都市整備部長は、除雪や凍結防止剤の散布など、災害復旧部だけでは対応できない場合、本部長を通して各部に応援要請を行う。

2 除雪計画

道路の除雪作業については、生活道路の確保を最重要策として実施するが、50cmを越え雪害になり得る積雪時には、道路に優先順位を付けて、重要度の高い道路から除雪を行う。具体的には、市民生

活に直結する公共交通機関の確保として、バス路線や物資の輸送(物流)の確保を最優先に都道の除雪を行い、次に都道へのアクセスする市道又は孤立集落解消のための市道、その後に幅員の広い市道から順次狭い市道へ除雪を行っていく。

(1) 道路の優先順位

ア 都道

イ 医療機関・福祉施設などの緊急性のある市道、林道

ウ 都道へのアクセス市道、林道、農道（除雪機械が入れる）

エ 一般市道、林道、農道（機械が入らない）

オ 上記の作業終了後に、市道間のアクセスを考慮して、順次、幅員の狭い路線へ移行

カ 歩道

歩行者の安全を確保するため、市民の協力を得て歩道除雪を行う。

キ 私道

市では原則として除雪は実施しない。共助での対応とする。

(2) 急坂等危険箇所への凍結防止剤の散布

除雪完了路線について、道路交通の安全確保のため、急坂及びカーブ等危険箇所へ凍結防止剤を散布する。

(3) 道路パトロール

災害復旧部は、管内を適時パトロールし、除雪作業の指示及び作業後の路面状況の確認を行う。

(4) 道路管理者の措置命令等

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。

(5) 道路施設の交通確保

市は、大雪時においても、道路ネットワーク全体としてその機能への影響を最小限度とするため、地域の実情に応じて道路の拡幅や待避所等の整備を行うよう努める。

第1部	第1編	震災編
第2部		
第3部		
第4部		
第1部	第2編	風水害編
第2部		
第3部		
	第3編	雪害編
第4編		
火山編		
第5編		
その他編		
資料編		

3 除雪に伴う雪処分

除雪作業を効率的に進めるため、雪の処分箇所又は仮置場をあらかじめ決めておく。また、各道路管理者と雪捨て場及び排雪方法について相互に連絡し、除雪計画に支障をきたさないよう協力体制を確立しておく。

4 路線バス等運行の確保

バス事業者は、雪害時において通勤通学に必要な路線については、道路管理者等と連携し、可能な限り運行を確保するよう努める。また運行状況を把握し、運休、大幅な遅延等が発生した場合は、速やかに主要停留所での掲示等により乗客等に周知するとともに、都又は市、報道機関等に連絡し広報を行う。また、市も防災行政無線やメール配信により運行状況を周知する。

第4節 救助・救急活動及び医療活動

1 救急隊の編成

市長(本部長)は降積雪時において、緊急に救出活動を行う必要がある場合は、消防団、自主防災組織により救出救護体制を整え、これにあたるものとする。また、多数の救出を要する場合は、消防団員を主体とした班を編成し、救出活動を行う。

2 防災関係機関の救助・救急体制

(1) 秋川消防署

- ア 装備資器材を活用して、組織的な人命救助・救急活動を行う。
- イ 救助活動にあつては、現場救護所を設置し、市、医療機関等と連携し、高度救急資器材を有効に活用して傷病者の救護にあたる。
- ウ 傷病者を適応する医療機関へ搬送する。

(2) 五日市警察署・福生警察署

- ア 孤立集落、家屋の倒壊、雪崩等による被災者等の救出救助を最優先に行う。
- イ 救出・救助にあつては、市や秋川消防署等の関係機関と積極的に連携して、救出救助を行う。
- ウ 救出・救助用に各種の災害活動用資器材を整備し、必要に応じて本部に応援を要請するなど、救出救助体制の充実強化を図る。

(3) 消防団の救出・救護活動能力の向上

消防団に配備する資器材を活用した訓練等を通じて救出・救護知識及び技術の習得を図る。

(4) 市民の自主救出・救護活動能力の向上

雪害時には、広域的に救助・救急事象が多発することが予測されることから、市民自ら適切な応急救護処置を行える能力を身につける必要がある。このため、市民に対し応急救護知識及び技術を普及するとともに、自主救護能力の向上を積極的に図る。

3 医療救護活動

積雪、倒木等により交通が困難又は不能になり孤立した地区の市民の生命及び財産を保護するため、市及び防災関係機関は相互に連携し迅速かつ的確に応急対策を実施する。

(1) 状況の調査等

市は、孤立地区が発生した場合は直ちに知事に報告するとともに、連絡隊の派遣等により病人の発生の有無、食料保有の状況等を調査する。

(2) 救援隊の派遣

市は、孤立地区内に救急患者が発生し、緊急を要する場合は、直ちに五日市警察署・福生警察署及び秋川消防署、消防団等との連携により、当該地区に救援隊を派遣する。

(3) 医師の派遣等

市は必要に応じ都と協力し、医師、保健師等の派遣、医薬品、食料、生活必需品等の輸送、地区住民全員の避難救助等必要な対策を講ずるものとする。

(4) 交通の確保

道路管理者は、孤立地区に通じる道路の除雪等を実施し、交通の早期回復を図る。

第5節 雪崩災害対策計画

雪崩災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市及び防災関係機関は、相互に連携し、迅速かつ的確な応急対策を実施する。

第1部	第1編	震災編
第2部	第2編	風水害編
第3部	第3編	雪害編
第4部	第4編	火山編
第5部	第5編	その他編
資料編		

第4章 雪害復旧計画

大雪による被害では、ライフラインの停滞や地域の孤立などの発生に加え、プレハブ、カーポート、農業用ビニールハウスの倒壊なども発生することから、市は関係防災機関と連携・協力して、市民生活の安定と社会秩序の維持を図るため被災者の生活確保、中小企業等への融資、農業関係者への融資等に取り組まなければならない。また、市では、災害発生後に、被災した施設の被災再発生を防止するため、必要な改良を行う等の措置も必要となることから、被害の程度を十分調査検討した上で、迅速な雪害対応と救済措置を行う。

第1節 被災者の生活確保

震災編第2部第11章【復旧対策】第4節「被災者の生活確保」を準用する。

第2節 中小企業への融資

震災編第2部第11章【復旧対策】第6節「中小企業への融資」を準用する。

第3節 農林業関係者への融資

震災編第2部第11章【復旧対策】第7節「農林業関係者への融資」を準用する。

第4節 義援金品の配分

震災編第2部第11章【復旧対策】第5節「義援金の募集・受付・配分」を準用する。

第5節 災害復旧事業

震災編第2部第11章【復旧対策】第10節「激甚災害の指定」を準用する。